

立教189年第5回教養掛研修会 人間関係を築くときに注意すること ～セクハラ・パワハラなど～

東瀨名分教会
前会長 鈴木顕太郎

2

今日の講義のゴールは！

- ◎セクハラ・パワハラを正しく理解する
- セクハラ・パワハラの違いを理解する
- どんな言動がNGか、具体的にイメージをする
- 自分や周囲を守るための言動のポイントを知る
- 教祖だったらの「おたすけ人の自覚が大切」

3

ハラスメントのリスク

被害者への影響

- 修養科を辞退する
- 人間関係への恐怖感
- 体調を壊す
- うつ病などの精神疾患
- 最悪は自殺の原因に



『被害者』への「影響として、ハラスメントを受けた人には、心と身体に健康に大きなダメージが残るということ。

具体的には、修養科が嫌になって、辞退してしまう。その後も人間関係に対しての恐怖心が残る。不眠やストレスで体調を壊す。うつ病などの精神疾患や最悪の場合には、自殺の原因になることもある。

4

セクハラとは？

- セクハラとは、相手方の意に反する性的言動を伴うもので、「環境型」「対価型」の2類型に分けられます。
 - ・「環境型」は、性的な言動によって修養科生の生活環境が悪化し、生活する上で支障が生じているセクハラです。
 - ・「対価型」は、自らが望まない性的な言動を拒否した結果、修養科生活の条件面で不利益な扱いを受けるセクハラです。
 - 「冗談のつもり」「指導のつもり」でも、受け手が強い苦痛を感じ、修養科生活の環境が害されればハラスメントになる。
- 例・性的な冗談やからかい ・ 体への不必要な接触
・ しつこい誘い ・ 服装や体型への性的コメントなど

5

セクハラのコアとなる性的な言動

「性的な内容の発言」の例

冗談やからかい、
食事やデートへの執拗な誘い、
個人的な体験談を話す行為

「性的な行動」の例

性的な関係の強要、
必要のない身体への接触、
わいせつな図画の配布・掲示

「相手の意に反して行われている言動」がセクハラに該当する

6

セクハラ例題 1

◎毎日Aさんの服装や体型を「今日もスタイルいいね」などと何度もほめる。
Aさんは笑って受け流しているが、内心はやめてほしいと思っています。

・この行為はどう考えられますか？

ア、セクハラにあたる可能性が高い

イ、単なるコミュニケーションで問題がない

ウ、関係性によってはどちらでもない

7

パワハラとは？

■パワハラの6種類

- ①身体的な攻撃：暴行や傷害に当たる犯罪
- ②精神的な攻撃：脅迫、名誉棄損、屈辱、暴言
- ③人間関係からの切り離し：隔離、仲間外し、無視
- ④過大な要求：達成不可能なノルマ、長時間労働の押し付けや、一人のみに押し付ける
- ⑤過小な要求：個人の能力を低評価したような指示
- ⑥個の侵害：私的なことに過度に立ち入る

8

パワハラの「3つの要素」

以下のすべてを満たしたものが「パワハラ」として認定される

上下の優越的関係を
背景とした言動

同期/先輩後輩でもありえる



修養科の生活上必要以上に範囲を超えた言動

修養上明らかに必要でない
ひのきしんや学びの強要



修養科生の生活環境が著しく害される言動

全体の雰囲気悪くする
修養科生が休んでしまう



9

「優越的な関係」は上下関係に限らない

- 修養科生の協力なしでは業務が円滑に回らない場合、それを盾にして周囲を煽動して教養掛の指示を無視させる場合
- 修養科生たちが集団で結託し、特定の上司(教養掛や詰所関係者)に対して拒絶的な態度を取ったり、孤立させたりする場合
- 先輩修養科生が、新しい修養科生に対して生活上やひのきしんなど必要な協力を拒むなどの場合

10

パワハラ例題 1

◎ミスをしたBさんに対して、みんなの前で注意をしつこく繰り返してしまった。

・この行為はどう考えられますか？

- ア、相手を思っている指導でパワハラではない
- イ、パワハラに当たる可能性が高い
- ウ、内容によってはどちらでもない

11

パワハラ例題 2

◎最近しんどそうなCさんを心配し、「最近どう？ しんどくない？ つらかったらいつでも相談して？」と声をかけた。

場所は教養掛の部屋で、ドアは開けている。

・この行為はどう考えられますか？

- ア、パワハラにあたる
- イ、適切な教養掛としての対応
- ウ、状況によってはどちらでもない

12

「ハラスメント」を起こさないために

- 何気ない普段の行動が、ハラスメントとして訴えられることも多い。多様化する価値観の中で、自分の当たり前が他人の当たり前でないことを自覚する。
- ハラスメント対策の第一歩は、ハラスメントの正しい知識の理解が必要。ハラスメントの定義、過去の事例を理解をした上で、自身の普段の行動を振り返ることを心がける。
- より効果的な対策としては、修養科、あるいは各直属教会で、教えに沿った基本行動(おたすけ人としての自覚)の浸透や、ハラスメントに対する明確な方針や目標を示すこと。

※具体的には、立場からの言動から、「教祖だったら」との、信仰者としての自身のすべき基本行動をいつも意識することで、修養科全体でのハラスメント防止風土を広げる努力をすること。

いい人になる！

- 教養掛は、いい男やいい女になることではありません。性別ではなく『**いい人**』になること。
- 『**いい人**』とは、**教祖の道具衆『おたすけ人』**ということ
- **いつも「教祖だったら」との思いをもっているか？**
- **おたすけ人としてののにおいを出しているかどうか**が問われる
- **教養掛が上、修養科生が下という意識を捨てて、共に成人するとの意識が必要**

四下り目 セツ なにかよろづのたすけあい
むねのうちよりしあんせよ

おさづけの取り次ぎは？

- 身上者におさづけを取り次ぐことは、教養掛として当然のことです。しかし、それを不快に思われたら、セクハラとして受け止められてしまいます。
セクハラは、受ける人との人間関係で、全く違った受け止め方になります。
- 好意を持っている人に肩を触られただけでは、何とも感じないのに、嫌いな人や苦手な人から肩に触られると、セクハラとして受け止められやすいものです。
ですから、その人との人間関係が大きく影響をするということです。
- 普段の生活の中で、修養科生から嫌がられるような言動は、勿論してはいけません。が、一番は、信仰者として自覚ある言動をしているかどうかです。どんなに良い話をしているても、言動が不一致では、信用はされませんし、嫌われる元になります。
- 安心して、身体接触を受け入れてもらえる「**人となりを身に付ける**」ことです。
- おさづけの意味合い、その取り次ぎについての事前の説明や、身体接触についての相手の思いをしっかりと確認する。

マッサージなどの身体接触は？

- 身上者に少しでも楽になってもらいたいと、マッサージをする教養掛の話聞くことがあります。
基本的には、私たちのおたすけは、おさづけです
- マッサージをすることは、基本的に避けた方がよいと思います。ただ、マッサージの資格などを持っていて、相手からも望まれた場合は、戸を開けておくとか、ほかの人を同席してもらうなど、セクハラ行為として受け止められないような、配慮をすべきです
- 何気なく肩を叩いたり、背中を触るなど、親しみを込めての行為でも、同じように修養科生との人間関係と、教養掛としての普段の言動が、認められているかによって違いが出てくることを意識しましょう。
- 触るなどの身体接触に拘らず、声かけだけにした方が安心ですが、どんな声かけが良いのか、言葉選びも大事なことです
- 身体的特徴に対する言葉は勿論厳禁。結婚、妊娠、恋人などの話も、注意を必要とします。自分が良いと思うのではなく、修養科生の人柄や、人間関係の構築度合いも念頭に、言葉選びをしましょう

私が教養掛・一期講師として注意したこと

- 個人面談の時など、守秘義務に関する話もあるので、ドアを閉めることは仕方ないことですが、部屋の窓のカーテンをしっかりと開けておくなどの配慮は必要です。※夜でもカーテンは開ける
- 異性の修養科生に対して、私には妻子がいることを、講話の時など意識して話をする
- 奥さんがおちばに帰って来た時には、詰所で教養掛の部屋に出来るだけ来てもらい、修養科生に挨拶をしてもらう
- 一期講師の時は、神殿掃除の時間に、奥さんにわざわざ神殿に来てもらい、修養科生に挨拶をしてもらった（女子クラス担当）
- 女性からの相談を受けた時には、相談の答えの中に、「私の奥さん話」など、題材に出来ることを探して伝えていた

セクハラ・パワハラ相談を受けた時①

■ 基本姿勢のポイント

- ・打ち明けてくれたことに、まず感謝を伝え、「あなたのせいではない」という伝え方を意識する
- ・遮らずに聴き、相談者の言葉を要約して確認して聴く
- ・「それはハラスメントに当たる／当たらない」を即断しない
- ・「つらい思いをされましたね」など、気持ちへの共感を言葉にしながら、相談者の心身の状態に配慮して話を進める

■ 聴き方の注意点

- ・メモを取りながら、遮らずに傾聴する
- ・「そんなのよくあること」「あなたにも原因があるのでは？」など**評価や説教をしない**。被害者の因縁の自覚を促すなどは、タイミングを見て伝えるなど、**まず被害者へ寄り添うことの配慮が必要**
- ・相談者の言葉を要約して確認し、誤解がないか確かめながら聴く
- ・セクハラの内容は屈辱感が強く、話しにくいので、こちらの表情や声のトーンにも配慮することが重要

セクハラ・パワハラ相談を受けた時②

■ 事実確認のポイント

- ・相談時点では「事実かどうか」の断定をしない
- ・相談者の認識、**いつ・どこで・誰が・何をしたか**を時系列で整理して聞く
- ・メールやメモなどの記録があるかを確認し、保全を勧める
- ・その後は、**中立的な立場で迅速かつ正確な事実確認**を行う

■ 守秘と二次被害防止

- ・**守秘義務があること**を伝え、相談内容は、他者には漏らさないと説明し、安心してもらう
- ・相談したことが原因で不利益取扱いや不当な扱いを受けないよう、修養科、詰所と相談して配慮する
- ・**対応者の不用意な発言が「二次被害」になりやすい**ので、特にセクハラ相談では言葉選びに注意が必要

相談者の不調を見抜くには？①

■ 外見や様子からのサイン

- ・表情に元気がなく、笑顔が少ない
- ・目が合いにくい、落ち着きがない、そわそわしている
- ・急にやせた、太った、服装や身だしなみが変わった
- ・授業中や日常の生活や面談中に、涙ぐむ、ため息が増える

■ 話し方・言葉のサイン

- ・声が小さい、単調で覇気がない、逆に妙に早口になる
- ・「眠れない・食欲がない・疲れが取れない」といった言葉が出る
- ・「自分が悪い・迷惑をかけている」など自分を責める発言が多い
- ・「もう無理かも・消えてしまいたい」などの危険なサイン

相談者の不調見抜くには？②

■ 修養科での生活リズムの変化

- ・遅刻や早退が増え、休みがちになる
- ・ミスが増える、動きのスピードが極端に落ちる
- ・以前より明らかに集中力が落ちている
- ・休み明けに特につらそう、日曜の夜や月曜朝に強い憂うつを訴える

■ 深刻さを疑うべきポイント

- ・2週間以上、睡眠・食欲・強い疲労感などの不調が続いている
- ・夜眠れない、朝起きられない状態が続き、日常生活に支障が出ている
- ・「死にたい」「消えたい」など、自殺をほのめかす発言が出る
- ・相談の場で強い動揺やパニックのような状態になる
- こうしたメンタル不調の兆候があれば、心療内科や精神科など専門家への受診や、加害者からの一時的な避難など、早急な対応が必要です

相談後のフォロー

- ・「ハラスメントかどうか微妙」「発生のおそれがある」段階でも、広く相談に応じて対応することが望ましい
- ・相談者に今後の手続きの流れと、どこまで本人の希望を尊重できるかを説明する
- ・必要に応じて、所属教会へ連絡をとり、相談者の心身の健康を第一にし、憩の家などの外部機関につなぐ
- ・一度対応して終わりにせず、一定期間後に相談者の状態を確認する

最後に（誰もが加害者、被害者になる可能性がある）

- 被害者も、加害者も同じ親神様の子供、その両方をおたすけするのが、お道のおたすけ
- その為に、立場や信仰歴で判断することの無い様に注意する
- 被害者が、二次被害にあわないように、人権を守り、傷ついた心に寄り添い、立ち直ってもらう対応を心がける
- 人間関係の構築が一番 因縁論など、被害者を追い詰めないで、「教祖だったら」とおたすけ心を持って対応する
- 心が落ち着き、お見せいただく節の意味を共に探す努力が必要で、被害者や加害者本人が気づくことが出発点
- 時間をかけて寄り添う中に、必ずたすけの筋道をお教えいただける

最後までお付き合い
有り難うございました。